#### 大治町電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大治町契約規則(昭和53年大治町規則第6号)に定めるもののほか、大治町が電子入札システムを使用した電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 電子入札システム

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から発注 見通しの公表、入札公告・指名通知、入札・開札、落札結果の公表まで の一連の手続きを利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用 して行う、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)及びあいち 電子調達共同システム(物品等)をいう。

(2) 電子入札

電子入札システムを利用して行う入札手続きをいう。

(3) 紙入札

電子入札システムを利用しないで書面により行う入札手続きをいう。

(4) I C カード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(5) 執行担当者

発注機関において、電子入札システムを利用する案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。

(6) 執行補助者

執行担当者とともに開札に立ち会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う職員をいう。

(入札案件)

第3条 電子入札システムを利用する電子入札案件は、原則次に掲げるものとする。

	区	分	入 札 方 式
建設工事			事後審査型一般競争入札
			指名競争入札

設計・測量・建設コンサルタント等業務 物品購入・役務の提供等業務 指名競争入札

(電子入札システムの利用者登録)

- 第4条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、 あらかじめ、電子入札システム利用規約に基づき、入札参加資格審査申請 をしなければならない。
- 2 入札参加者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければな らない。
- 3 利用者登録済みの I C カードが失効した場合は、新たに取得した I C カードにより再度利用者登録を行うものとする。
- 4 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

- 第5条 I Cカードの名義人は、大治町競争入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。
- 2 入札参加者が経常的に構成される共同企業体の場合は、代表構成員が単体で使用する I C カードとは別に、代表構成員の代表者の名義で I C カードを取得するものとする。
- 3 入札参加者が特定の電子入札案件について構成される共同企業体の場合は、代表構成員の代表者の名義とする。
- 4 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人による I C カードの 再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

(電子入札案件登録等)

- 第6条 執行担当者は、電子入札により実施することとした入札案件について、指名審査会により入札参加資格又は指名業者が決定された後、速やかに入札案件の概要を電子入札システムに登録するものとする。
- 2 執行担当者は、事後審査型一般競争入札にあっては入札を公告し、指名 競争入札にあっては指名業者へ指名通知書を発行するものとする。
- 3 執行担当者は、入札案件の概要に錯誤があったときは、入札案件の概要 を変更又は削除するものとする。
- 4 執行担当者は、入札書受付開始後に入札書受付締切日時等の日時情報の 変更を行う必要が生じたときは日時情報を変更し、入札参加者へ日時変更 通知書を発行するものとする。
- 5 執行担当者は、入札書受付締切日時までに入札を中止する必要が生じた

ときは、入札参加者へ中止通知書を発行するものとする。

6 執行担当者は、開札を取止める必要が生じたときは、入札参加者へ取止 め通知書又は不調通知書を発行するものとする。

(電子入札手続)

- 第7条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書受付開始日時から 入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付し た後、入札手続きを行わなければならない。だだし、事後審査型一般競争 入札にあっては、あらかじめ指定された日時に入札参加申込書を提出しな ければならない。
- 2 入札参加者は、電子入札に際して、錯誤、積算ミス、仕様書等の認識不 足により入札金額を誤って登録した場合、当該入札書提出後の辞退は認め られず、当該入札は有効なものとして取り扱うものとする。なお、落札者 決定後、当該契約を辞退する場合は、指名停止措置等が講じられることも あるため十分注意するものとする。
- 3 入札参加者は、電子入札システムの添付機能を利用して内訳書、誓約書等の資料を提出する場合のファイル容量は、ファイルの圧縮後において 1 MB (あいち電子調達共同システム (物品等) は 3 MB) 以内とし、 1 MB (あいち電子調達共同システム (物品等) は 3 MB) を超えるものについては入札書受付締切日時までに郵送又は持参により提出するものとする。 なお、資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は次のとおりとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	Word2003形式以下
Excel(Microsoft Corp.)	Excel2003形式以下
その他	PDF (Acrobat8以下)
	画像ファイル(JPEG、TIFF又はGIF形式)
	圧縮ファイル(Lzh、Zip又はCab形式、ただ
	し自己解凍形式(EXE形式) は認めない。)

- 4 入札参加者は、電子入札システムの利用にあたっては、コンピューター ウィルスに感染しないようウィルス対策を講ずるものとする。
- 5 執行担当者は、入札参加者が提出した電子ファイルにウィルス感染が判明した場合は直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と判断できるときに限り認めるものとする。

(紙入札への変更)

- 第8条 電子入札案件の登録後、執行担当者の使用に係る電子入札システム 端末機の障害又は広域停電等のため、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断 したときは、電子入札を紙入札へ変更するものとし、執行担当者は全ての 入札参加者に対し電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとと もに、入札方法変更通知書(様式第1号)により通知するものとする。
  - (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
  - (2) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い(入札書は除く。)、再度の交付又は受領は要しないこと
  - (3) 既に送信された電子入札書は無効とし開札を行わないこと
  - (4) 既に電子入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しな ければならないこと
  - (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項 (紙入札の届出)
- 第9条 入札参加者は、次に掲げるやむを得ない事由により電子入札システムを利用することができない場合は、入札書受付締切日時に間に合うよう紙入札参加承認願(様式第2号)を町長へ提出し、承認(様式第3号)を得るものとする。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札の参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく紙入札での参加ができるものとする。
  - (1) I Cカードが破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期 日までに再発行される見込みがない場合
  - (2) I Cカードの登録内容変更のため、新名義での I Cカード取得手続中 の場合
  - (3) 前各号に掲げるもののほかやむを得ない事由があると認められ、かつ、 入札手続きの進行に支障が生じない場合
- 2 前項の規定により紙入札を承認した場合、執行担当者は速やかに当該入 札参加者を紙入札業者として電子入札システムに登録し、当該入札参加者 に対しては、以降、電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとす る。なお、既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効 なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。
- 3 紙入札による入札書は、大治町建設工事関係入札者心得書(以下「心得書」という。)の規定を準用する。この場合、入札書の欄外に電子くじ番号(3桁の任意の数値)を記入するとともに、開札日時に入札書を持参す

るものとする。

4 紙入札による入札書に使用する印鑑は、契約の締結に使用する印鑑とする。

(電子入札の辞退)

- 第10条 入札参加者は、電子入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札の届け出をした者が辞退しようとする場合は、開札日時までに書面により辞退届を提出しなければならない。
- 2 前項ただし書きの辞退届は、心得書の規定を準用する。

(入札書の書換等の禁止)

第11条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、又は撤回をすることができない。

(入札書の受付・締切・開札日時)

- 第12条 入札書受付開始日時、入札書受付締切日時及び開札日時は、平日 の執務時間内に設定するものとする。
- 2 入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに要する期間は、原則 2日以上とする。
- 3 開札日は、原則として入札書受付締切日の翌日とする。 (開札)
- 第13条 執行担当者は、開札日時を経過した後、契約担当者、執行担当者 所属の長及び執行補助者立会いのうえ、速やかに開札を行うものとする。
- 2 紙入札の届け出を受けた者がある場合は、執行担当者は入札書を開封し、 入札金額及び電子くじ番号を登録したのち、予定価格を登録し、一括開札 を行うものとする。 なお、入札書に電子くじ番号の記載がない場合は、 執行担当者は入札書の到達順に電子入札システムの自動生成機能を用い てくじ番号を決定するか、又は999を入力するものとする。
- 3 希望する入札参加者は、開札に立会うことができるものとする。 (落札候補者決定又は落札決定)
- 第14条 執行担当者は、開札後入札者の使用したICカードの名義人及び 有効期間が正しいものであることを確認するものとする。
- 2 執行担当者は、電子入札システムに落札候補者決定又は落札決定の電子 署名を行うものとする。
- 3 前項の署名は、落札決定を保留とした場合及び特段の事情により入札を 取り止める場合も同様とする。

(再度入札)

第15条 契約担当者は、開札をした場合において、落札者とすべき入札が

ないときは、直ちに又は日時を定めて、再度の入札を行うことができる。 なお、再度入札は2回までとする。

- 2 再度入札における入札書の受付から締切までの時間は、再入札通知書発 行後において1時間以上の時間を設けるものとする。
- 3 執行担当者は、再度入札においてなお落札者とすべき入札がないときは、 入札参加者に対し必要事項を連絡するものとする。

(電子くじによる落札候補者又は落札者の決定)

- 第16条 落札候補又は落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者又は落札者を決定するものとする。 (電子入札の無効)
- 第17条 次に掲げる電子入札は無効とする。
  - (1) 入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに送信のない電子 入札
  - (2) 電子署名及び電子証明書のない電子入札
  - (3) 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人の I C カードを使用する等、 I C カードを不正に使用して行った電子入札

(障害発生時の対応)

- 第18条 執行担当者は、電子入札に使用する機器の障害又は広域停電等の ため電子入札システムが使用できなくなった場合は、次に定めるところに より対応する。
  - (1) 短時間の障害であり復旧の見込があるときは、必要に応じ、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
  - (2) 重度の障害であり復旧の見込がないときは、第8条の規定によるものとする。

(雑則)

- 第19条 電子入札の詳細な操作手順については、電子入札システムの操作 手引書によるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、改正前の大治町電子入札実施要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の大治町電子入札実施要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 入札方法変更通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 大治町長

下記案件の入札について、大治町電子入札実施要領第8条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1. 工 事 名 (業 務 名)
- 2. 路線等の名称
- 3. 工 事 場 所 (業 務 場 所)
- 4. 既に完了している書類の送受信について
  - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱います(入札書は除く。)。
  - (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
  - (3) 既に入札書を送信した方は、改めて入札書を提出してください。
- 5. 紙入札に関する事項
  - (1) 入札日時
  - (2) 入札場所
  - (3) そ の 他 紙入札に係る留意事項は、大治町建設工事関係入札者 心得書を参照して下さい。

## 紙入札方式参加承認願

年 月 日

大治町長 殿

住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)

下記案件は電子入札案件でありますが、当社においては下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1. 工 事 名 (業 務 名)
- 2. 路線等の名称
- 3. 工 事 場 所 (業 務 場 所)
- 4. 電子入札システムで参加できない理由

# 紙入札方式参加承認書

 第
 号

 年
 月

 日

様

### 大治町長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札 参加を承認します。

記

- 1. 工 事 名 (業 務 名)
- 2. 路線等の名称
- 3. 工 事 場 所 (業 務 場 所)
- 4. 紙入札に関する事項
  - (1) 入札場所
  - (2) その他の事項
    - ・開札予定日時に入札書を持参のうえ、入札場所へお越しください。
    - ・入札書欄外に、電子くじ番号(3桁の任意の数値)を記入してください。